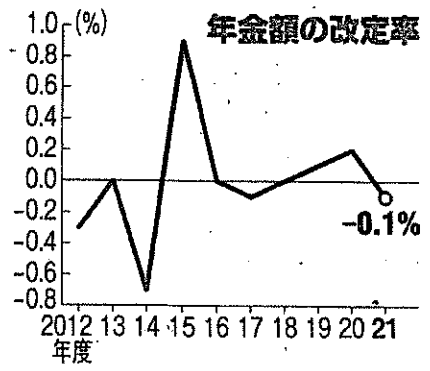


年金 0.1%減額

新年度 4年ぶり引き下げ

公的年金の2021年度の支給額が、今年度より0.1%減ることに決まった。現役世代の賃金水準の低下に合わせて年金支給額を抑える新ルールが適用された。



- 今回の改定率の決まり方
- ① 物価変動率 > 賃金変動率
(0.0%) > (-0.1%)
…賃金変動率に合わせて支給額を減額
 - ② 少子高齢化を踏まえた抑制(マクロ経済スライド)
…減額改定のため発動せず

17年度以来4年ぶりの引き下げで、コロナ禍で経済が低迷する中、年金受給者の収入が減ることになった。一方、将来の年金財政のために年金額を抑える「マクロ経済スライド」は3年ぶりに発動されなかった。

厚生労働省が22日に発表した21年度の支給額は、国民年金を満額もらう人が月6万5075円で、20年度より66円減る。厚生年金は、平均的な収入(賞与を含む月額換算で43万9千円)で40年間働いた夫と専業主婦というモデル世帯なら、2人分で月22万496

円と、同228円減る。6月支給分から反映される。年金支給額は毎年度、物価や賃金の動きに応じて見直す。総務省が同日発表した20年の消費者物価指数(生鮮食品を含む)は横ばい。一方、17、19年度の実質賃金の動きなどから算出した賃金変動率は0.1%減だった。今回のように物価が上昇または横ばいで賃金が下落した場合、従来なら年金水準は据え置きだった。だが、21年度からは賃金に合わせて年金額を減額する新ルールが導入され、さっそく適用となった。

(石川春菜)